

Ⅲ.- 5:116 条 抗弁及び相殺権に対する効果

- (1) 債務者は、譲渡された債権に基づく請求に対する実体上又は手続上の抗弁であって、譲渡人に対し主張することができたすべてのものを、譲受人に対して主張することができる。
- (2) 前項の定めにかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、債務者は、譲受人に対して抗弁を主張することができない。
 - (a) 債務者が、譲受人に対して、その抗弁が存在しないと信頼させた場合
 - (b) その抗弁が、債権譲渡の禁止又は制限に対する譲渡人の違反を理由とするものである場合
- (3) 債務者は、次に掲げる譲渡人に対する債権について譲渡人に対して行使することができた相殺権を、譲受人に対して主張することができる。
 - (a) 譲渡された債権について譲渡人に対して履行したのでは責任を免れることができない時に存在していた債権
 - (b) 譲渡された債権と密接に係る債権

コメント

A. 抗弁

本条は有効な譲渡の存在を前提にしている。（例えば、譲渡行為が無効であったり権利移転の効果を生じないことによって）譲渡が効力を生じなければ、債務者は譲受人に支払義務その他の履行義務を負わない。

広く受け入れられている原則であり、本条でも採用されているものは、譲受人が譲渡人より良い地位にはつけないということである。したがって、譲受人は、債務者が譲渡人に対して主張できたすべての抗弁に服する権利を取得するのであって、抗弁の原因が発生したのが債権譲渡通知の前であったか後であったかには関係しない。このため、「抗弁」には手続的な抗弁を含む。

設例 1

SはBに動産を売却して引き渡し、売主の権利をAに譲渡した。その動産は売買契約に適合しなかった。Aが代金請求をすれば、Bは、Sに対して主張できたと同じ抗弁をAに対しても有する。それゆえ、Bは、重大な不履行を理由に〔当該売買契約を〕解除できるかもしれないし、Aに対する代金の支払いを拒絶できるかもしれない。これと選択的に、Bはその動産を保持して、代金減額を請求できる。

設例 2

SはBに動産を売る契約をし、引渡しは1か月以内に行うこととした。その後Sが売主の権利をAに譲渡したが、その動産の引渡しをしなかった。BはAに対する代金

の支払いを拒絶できる。

[p.1058]

設例 3

SはBに動産を売ると合意し、売主の権利をAに譲渡した。その契約には、紛争はすべて仲裁によって解決するとの条項が含まれていた。その動産の品質について紛争が生じ、BはAに代金の支払いを拒んだ。Aが代金支払いを求めてBを訴えた。Bは、この紛争は契約に従って仲裁によって解決するべきだと主張することができる。

B. 譲受人は積極的な契約上の責任を負わない。

譲受人は、譲渡人による債務不履行を理由に、債務者に対する積極的な契約上の責任を負わない。債務者ができるのは、債務不履行を譲受人の権利への抗弁として頼りにして、譲渡人に対する別個の請求をすることくらいである。

C. 制限

2項は、譲渡人に対して主張することができたはずの抗弁を譲受人に対して持ち出す債務者の一般的な権利に対する2つの制限を含んでいる。第一は — 債務者がそのような抗弁は何もないと譲受人に誤信させたときは債務者が抗弁を主張できないというものであるが — 権利・救済・抗弁の行使の際の信義誠実及び公正な取引という原則を特別に適用するものとみることができる。第二は — 譲渡人による債権譲渡禁止特約違反に基づく抗弁を債務者は主張できないというものであるが — 債権譲渡禁止特約に基づく規律が間接的に破られることを防ぐことを意図したものである。履行の停止や契約の解消の根拠が譲渡人による譲渡禁止特約違反である時には、債権譲渡を理由に履行を停止することや、重大な債務不履行を理由に契約を解消することや、譲受人に対して解消の事実を申し立てることを債務者は認められてはならないのである。

D. 相殺権

一般 いくぶん異なる規律が相殺には適用される。一般的に受け入れられているところによれば、債務者は、債権譲渡の通知を受ける時に存在していた反対債権につき、譲渡人に対して主張できたのと同じ相殺権（があればそれ）を譲受人に対しても行使することが許されてしかるべきである。債権譲渡の通知がされていない場合には、相殺許容の基準時は、譲渡人に対する履行によっては債務者がもはや免責されない時点となるべきである。

設例 4

建設工事の代価として10万ユーロの債権をOに対して有していたCが、建設請負契約上のこの債権をAに譲渡し、AはOにこの債権譲渡を通知した。その後、OがCに建設請負契約とは無関係な消費貸借契約により4万ユーロを貸した。OがAに対する

債務に対して貸金返還請求権による相殺をすることはできない。

[p.1059]

設例 5

SはBに機械類を毎年20万ユーロの5年の分割払いとする100万ユーロで販売した。別の契約でSは5年間の設備保守点検役務を約した。Sはこうした契約上のすべての権利をAに譲渡した。分割払いの債務不履行を理由とするAの請求に対して、Bは、Sの保守点検役務提供契約違反から生じた損害の賠償請求権を反対債権として相殺することができる。

弁済期未到来の債務 問題の反対債権が債権譲渡の通知が債務者に受領された時に弁済期にあることは相殺権にとって必要ではない。現在の権利として存在して、将来において請求ができるのであれば足りる (*debitum in praesenti, solvendum in futuro*)。もし規律がこれと異なっていたとすれば、債権者の権利と同時に弁済期が来る反対債権を債権者に対して相殺に供するという債務者の潜在的な権利は、債権者の債権の譲渡によって消滅することになるが、そのことは、債権譲渡は債務者を害してはならないという基本的な原則に反する。しかしながら、相殺の規律においては、債務者が譲渡対象債権の履行を求められた時までには反対債権が弁済期に来ていることが必要である。というのは、債務者は反対債権の弁済期を早めるために相殺権を行使することはできないからである。債務者が債権譲渡の通知を受けるかその他の方法で譲渡人に弁済をしても免責を得ることができなくなった時には、債務者と譲渡人との新しい取引から生じた独立の債権を債務者が相殺に供する結果、譲受人の権利が縮減されたり、消滅させられたりすることを認めるのは、譲受人に不公正であるし、原則に反することになる。しかしながら、こうした新しい権利が譲渡対象債権と密接な関係にあるときには、譲受人がそれらの権利に〔よる相殺に〕服するとするのが合理的である。

設例 6

6月にSはBに代金1万ユーロで動産を供給したが、その支払は12月31日までに行うべきものとされた。8月にBはSに消費貸借契約で4000ユーロを貸し付けたが、その契約によれば、11月1日までに貸付金は返済する必要があった。10月にSはBが支払い義務を負う1万ユーロの債権をAに譲渡し、Aが直ちにBに譲渡通知を行い、12月31日までに1万ユーロを支払うようBに求めた。Bは、その時までには弁済期の来る4000ユーロの貸付債権を相殺に供することができる。BがAから債権譲渡の通知を受けた時に貸付金返還債務が弁済期に来ていなかったことは重要ではない。

設例 7

事実は設例6と同じであるが、4000ユーロの貸付金返還債務は翌年2月1日まで弁済

期が到来しなかったとする。Bの1万ユーロの不払後の同年1月15日に、Aは同額の支払いの請求を行うことができる。Bは、4000ユーロの貸付金債権を相殺に供することはできない。なぜならばこの反対債権はまだ弁済期が到来していないからである。

ノート

1. 譲受人が取得する債権は、債務者が譲渡人に対して主張できたはずのすべての抗弁に服するという原則は、ヨーロッパのあらゆる法体系に共通しており、債務者は債権譲渡によって不利益を受けてはならないという基本的な考え方を反映している (*Kötz, Rights of Third Parties*, no.97)。しかしながら、[p.1060]現実的なものか潜在的なものかのいずれかで、債権譲渡が効力を生じる時に抗弁の事由が存在していなければならないかどうかについては、法体系は様々に分かれる。この要件を必要としているのは、フランス (民法1690条)、ルクセンブルク (民法1690条)、ドイツ (民法404条)、ギリシア (民法463条1項)、ベルギー (*Cornelis, Handboek*, no.335; *van Gerven, Verbintenissenrecht*, 575 — 「存在」は広く解されている。すなわち、相手方当事者の履行まで履行をしない権利は、債務そのものと同時に発生するから、譲渡人による現実の不履行がまだ生じていないときでも通知の時点で必然的に存在すると解されている。Cass. 13 September 1973, RCJB 1974, 352 obs. *M. L. Stengers*; Cass. 27 September 1984, RW 1984-85, 2699; Cass. 28 January 2005. No. C.04.0035N, VTB-VAB t. ABB, RW 2006-2007, 476)、スロヴァキア (民法529条)、ポルトガル (民法585条)。デンマーク (約束手形法27条、*Ussing, Obligationsretten*⁴, 219) 及びスコットランド (*McBryde, Law of Contract in Scotland*, no.12.68) もおそらく同様であろう。チェコ法においても、民法526条1項及び528条からその規律が解釈で導かれうる (*Švenska/Jehlič/Škárková, OZ*⁹, 668 and 670を参照)。イングランドでは、債務者はその契約に関係のある抗弁を援用することができるが、他の債権と相殺できるのは、債務者が債権譲渡の通知を受ける前にそうした債権が発生した場合に限られる (*Chitty on Contracts* 1²⁹, no.19-069)。他の多くの法体系及び国連条約20条1項においては、抗弁の事由が生じたのが債権譲渡の通知の前後のいずれであるかは重要でない [訳注：国連条約は少なくとも通知時基準であるので「重要である」の誤記のように思われる]。オーストリアでは、民法1396条は、債権譲渡は債務者の地位を悪化させることができず、譲渡人に対して主張できるすべての抗弁を債務者は譲受人に主張できる、と規定している。何人も自分が現実には有している以上の権利を譲渡することはできないという原則に従って、債権譲渡が効力を生じる時点で存在している限りあらゆる抗弁が主張できる (OGH 4 April 1978, SZ 51/38; *Lukas, Zession*, 154。通知時点までに存在するすべての救済が主張できるとする異論を唱えるのは、*Rummel (-Ertl), ABGB II (3)*³, § 1369 no.1)。
2. 相殺権はより複雑である。法体系によっては、債権譲渡が債務者の承諾によって対抗要件を備えるときには、債務者が承諾を表明する際に相殺権を留保しない限り、通知とは反対に、相殺権が完全に排除される。これはフランス (民法1295条。ベルギーでは廃止)、ルクセンブルク (民法1295条)、オランダ (民法6編130条。訳注：承諾の相殺排除効は規

定していない)、イタリア(民法1248条1項; Cass. 15 October 1997, no.4416; Cass. 1980, no.1484)及びスペイン(民法1198条)の立場である。ほとんどの法体系では、相殺が主張できるかどうかは、譲渡人に対する債務者の債権が譲渡された債権と密接に関係しているか、それとも独立の債権であるかによって異なる。前者の場合には、債権譲渡の通知の受領後に生じた債権によってさえ相殺が主張できる。これに対して後者の場合には、相殺の主張は、債権譲渡通知前に弁済期が到来する債権(もともとフランスのダイイ法4条2項では、問題の日付は譲渡の日付である)と、債権譲渡の通知受領時には発生していたが弁済期が未到来の債権であって、譲受人の支払い請求の時点ですでに弁済期が到来しているものに限られる(たとえば、ルクセンブルク民法1295条及びオランダ民法6編130条)。たとえばベルギー法では、譲受人に対して債務者の相殺の主張が可能なのは、(a) 相殺の要件が通知前に充たされていたか、(b) 両債権が密接に関連している場合に限られる(契約の譲渡の場合には後者の規律にはいくぶんの例外が伴う。Cass. 26 June 2003, RW 2003-2004, 1419

(*M. de Theija* の評釈「債権譲渡後の相殺 *Compensatie na cessie*」は批判的) = Rev.not.b. 2003, 620 = TBH. 2004, 476 (*I. Peeters* の評釈も批判的))。Kötz, *Rights of Third Parties*, no.98もを参照。ドイツ法はすべての場面での相殺を支持し、相殺の将来の機会に関する債務者の信頼を保護するほどである。民法406条を参照。ポーランド法では、債務者は、債権譲渡を認識した時点で譲渡人に対して有していたすべての抗弁を譲受人に対しても主張できる(民法513条)。判例法で述べられているところでは、[p.1061] 債務者は、譲渡人と譲受人の間に関連する抗弁を主張することができ、とりわけ、債権譲渡の原因に異議を述べることができる(Supreme Court 19 February 1998, III CKN 387/97, OSNC 1998/10/162を参照)。それに加えて、債務者は、譲渡された債権と、債務者が譲渡人に対して有していたあらゆる債権を相殺することができ、こうした債権は債務者が債権譲渡を認識した後に弁済期が来るものであってもかまわない。ただし、譲渡人に対する債権が、譲渡された債権の弁済期より後に弁済期が到来するものである場合にはこの規律は適用されない(民法513条)。スロヴァキア民法529条1項によれば、債権譲渡の時点でその債権に対して主張できた債務者の抗弁は債務者に保持される。債務者は、債権譲渡についての譲渡人による通知又は譲受人による適切な主張の時点で譲渡人に対して債務者が有していたあらゆる相殺権を、不当な遅延なく譲受人に対して[反対債権の存在を]告げるのであれば、譲受人に対して主張することができる。これは弁済期未到来の債権についても同様に妥当する(民法529条2項)。債権に密接に関連した相殺権については特別な規定はない。ギリシア法(民法相殺に関する463条2項)によっても、債務者が譲渡人に対して債権譲渡の通知の時点で有していた反対債権は、弁済期が到来していなくても、譲渡された債権の弁済期より遅くない限り、譲受人に対する相殺の中で主張することができる。オーストリアについては、上述の原則が、相殺の場合にも適用される。スロヴェニア法では、通知にかかわらず、債務者は、譲渡人に対して主張できた有効な相殺権をすべて譲受人に対して主張できる。債務法421条2項を参照。

3. 北欧約束手形法28条は、「債務者が反対債権を取得したのが債権譲渡を知り又は知りえた後でない限り、債務者は譲渡人に対する有効な反対債権を譲受人に対しても主張することができる。反対債権の弁済期が、その時及び弁済期の来た債務より後であるときは、譲受人に対してその債権を主張することはできない。」と規定している。しかしながら、一般的に認められているところでは、譲渡人に対する密接な関係のある反対債権は、債権が譲渡され、その債権譲渡が債務者に通知された後に取得されたものであっても、相殺に供することができる（*Ussing, Obligationsretten*⁴, 350を参照）。
4. エストニア法では抗弁事由は債権譲渡時に存在していなければならないが（ドイツ民法404条に対応する債務法171条1項）、このことは通知の受領には影響されない。債権譲渡の有効性に関する事由に基づく抗弁は（たとえば形式要件違反）、譲受人とされた者に対する抗弁と考えられている（2005年4月21日の最高裁民事部の判決。civil matter no.3-2-1-35-05）。債務者は、契約中の債権譲渡禁止条項に基づいて譲受人に抗弁を主張することはできない（債務法171条2項）。債務者は譲受人の債権に対して譲渡人に対する債権で相殺する権利を有するが、1)債務者がその債権を取得したのが第三者からではなく、かつ、債権取得時に債権譲渡を知り又は知りえたものでないこと、及び、2)譲渡人に対する債権の弁済期が譲渡された債権の弁済期及び債務者が債権譲渡を知り又は知りえた時点より後に来るものでないことが必要である（ドイツ民法406条と密接に対応する債務法171条3項）。